

◎基準病床数：現時点において医療提供体制の整備のため必要とされる病床数

1 療養病床及び一般病床

二次保健医療圏ごとに定める→現在、国と協議中

2 精神病床

3 結核病床

4 感染症病床

県の区域（三次保健医療圏）ごとに定める

- 特に1については国と協議中であり、現時点において県全体の基準病床数を提示できない状況
- 年明けの医療審議会に提示できるよう、早期に基準病床数を確定させる